

地球温暖化問題に関する

最近の国際交渉



平成20年3月
外務省国際協力局
気候変動室

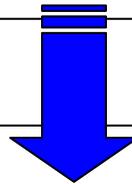
1. 地球温暖化の現状及び今後

現 状

気 温 : 過去100年(1906 ~ 2005年)に世界平均気温が0.74 上昇
海面水位 : 20世紀中の全球平均海面の上昇は、0.12 ~ 0.22m



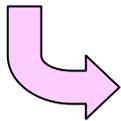
- ・気候システムに温暖化が起こっていると断定
- ・温暖化の原因が人為起源の温室効果ガス増加によるものとほぼ断定



今後の予測

21世紀末までに...

- (1) 環境保全と経済の発展が地球規模で両立する社会においては、気温は1.1 ~ 2.9 上昇し、海面水位は18 ~ 38cm上昇する。
- (2) 化石エネルギー源を重視し、高い経済成長を実現する社会においては、2.4 ~ 6.4 上昇し、海面水位は26cm ~ 59cm上昇する。



干ばつ、洪水、台風などの異常気象の頻度・程度の増大の恐れ
農作物、疫病媒介生物生息範囲への影響
淡水資源への海水の侵入、生態系への影響 等

2. 気候変動に関する国際的枠組

気候変動枠組条約

締約国に努力目標は定めるが、具体的な数値目標は無い。

- 目的: 大気中の温室効果ガス(CO₂、メタンなど)の濃度を安定化。
- 1992年の地球サミットで署名のために開放、1994年に発効。現在191ヶ国及び欧州共同体が締結。
- 条約附属書 国(*)の1990年における二酸化炭素排出量の合計は、全体の約60%。

全締約国の義務 排出目録の作成、削減計画の立案等

先進国等の義務 排出量を1990年の水準に戻すことを目的に削減活動を報告

先進国の途上国支援義務 資金供与、技術移転、キャパシティ・ビルディング等

* (我が国、米、加、豪、NZ、欧州共同体、旧EU15ヶ国、ノルウェー、アイスランド、スイス、ルーマニア、チェコ、スロヴァキア、ラトヴィア、ブルガリア、ハンガリー、スロヴェニア、ポーランド、エストニア、リトアニア、ロシア、ウクライナ、リヒテンシュタイン)。

京都議定書

具体的な数値義務を定めている。

- 先進国等に対し、温室効果ガスを1990年比で2008年から5年間で一定数値削減することを義務づけ。
- 1997年12月に京都で採択。現在177ヶ国及び欧州共同体が締結。
- ロシアの締結により、2005年2月16日に発効。我が国は、2002年6月4日に締結(74番目)。
- 2007年12月、豪州は京都議定書を批准(米は引き続き未批准)。

その他の主要国の削減目標

カナダ	- 6%
豪州	+ 8%
ニュージーランド	0%
ロシア	0%
ノルウェー	+ 1%
ポーランド	- 6%
ルーマニア	- 8%

削減コミットメント

日本	- 6%
米国	- 7%
EU15カ国	- 8%

達成
方策

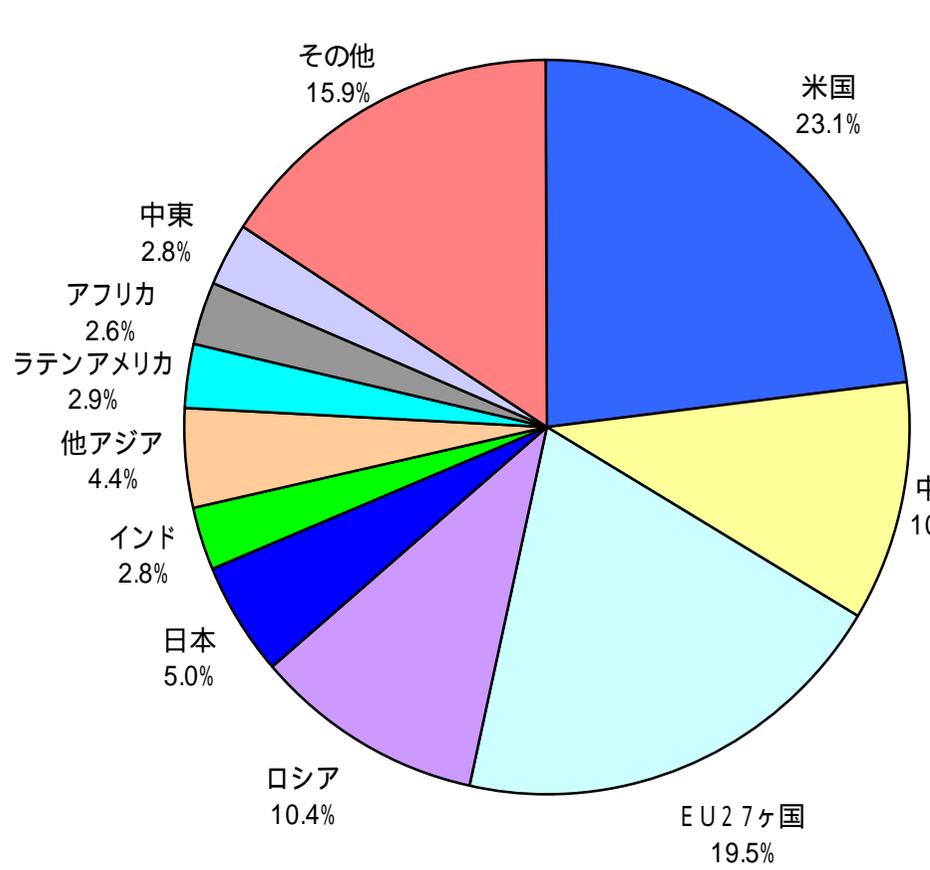
国内対策

- ・排出削減
- ・森林等の吸収増進

補完的措置

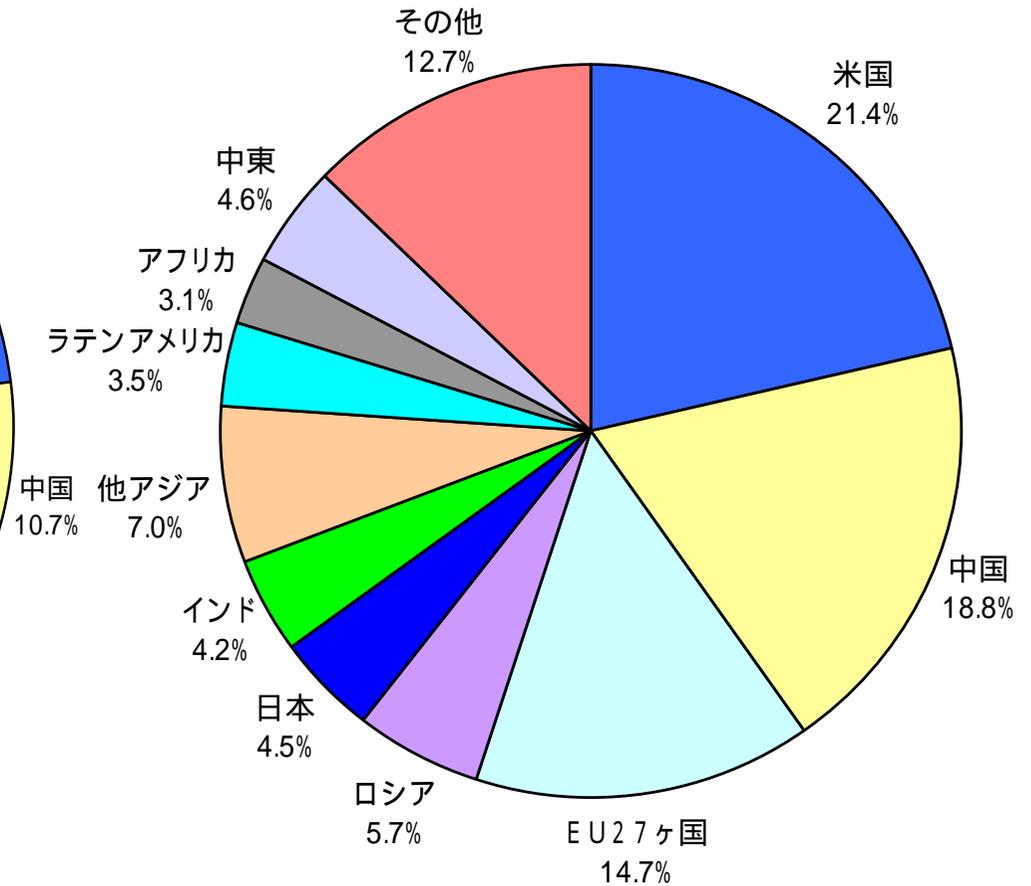
- ・京都メカニズム

3. 世界各国のエネルギー起源CO₂排出量



全世界: 213.4億トン(CO₂換算)

1990年

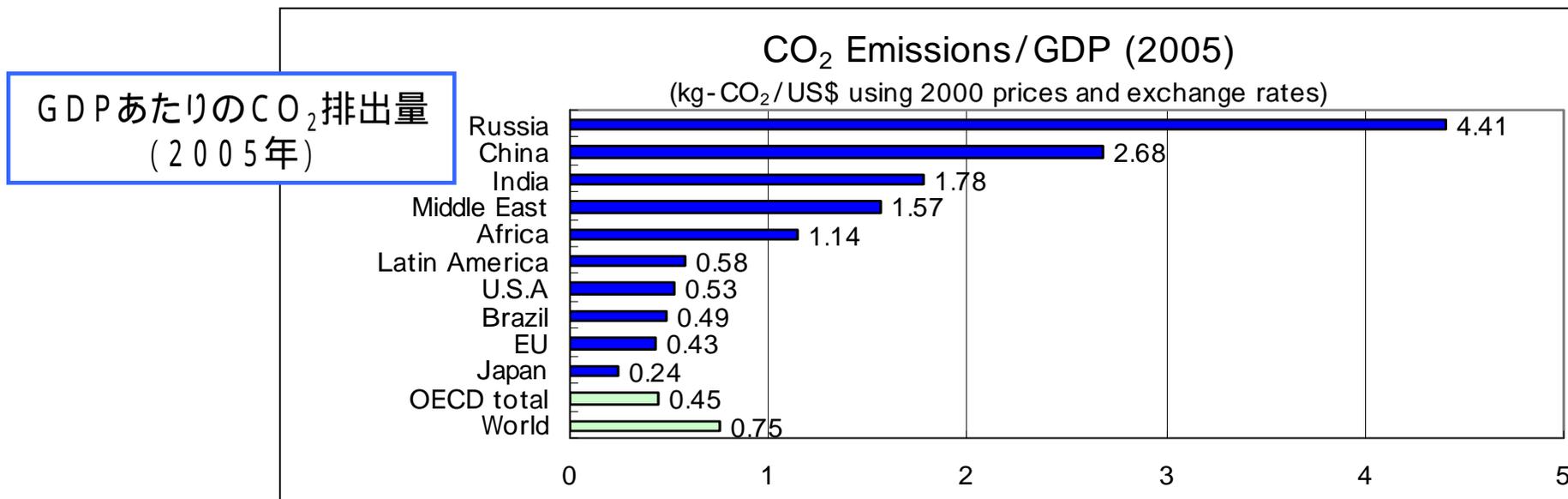
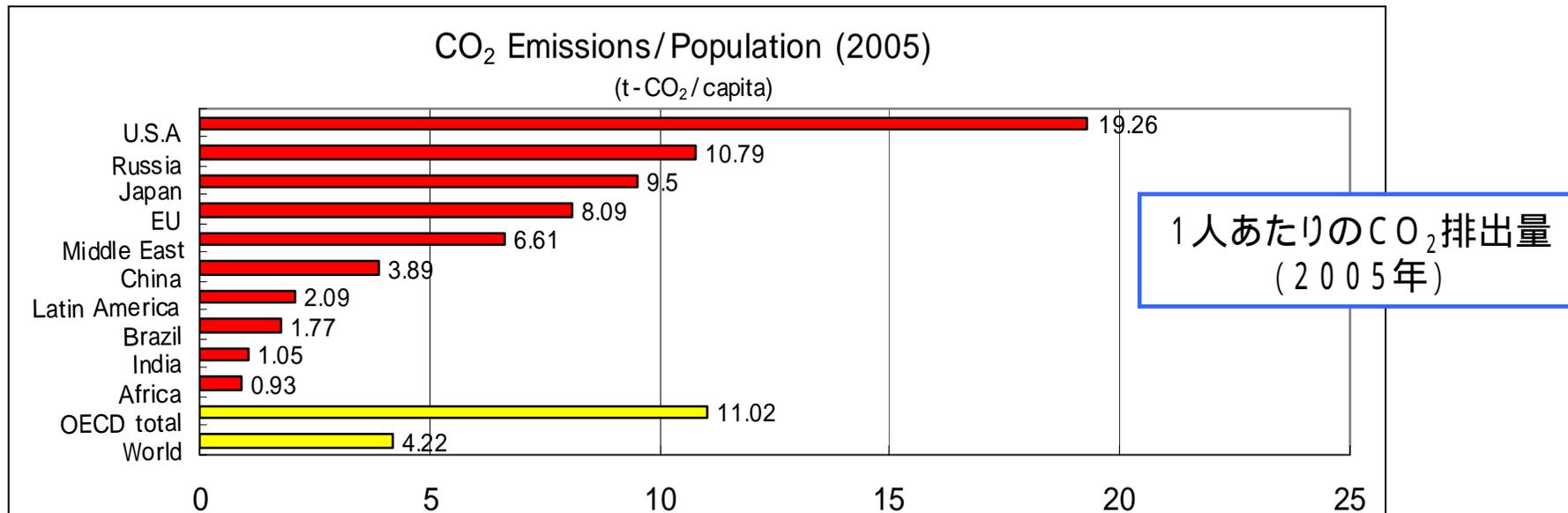


全世界: 265.8億トン(CO₂換算)

2005年

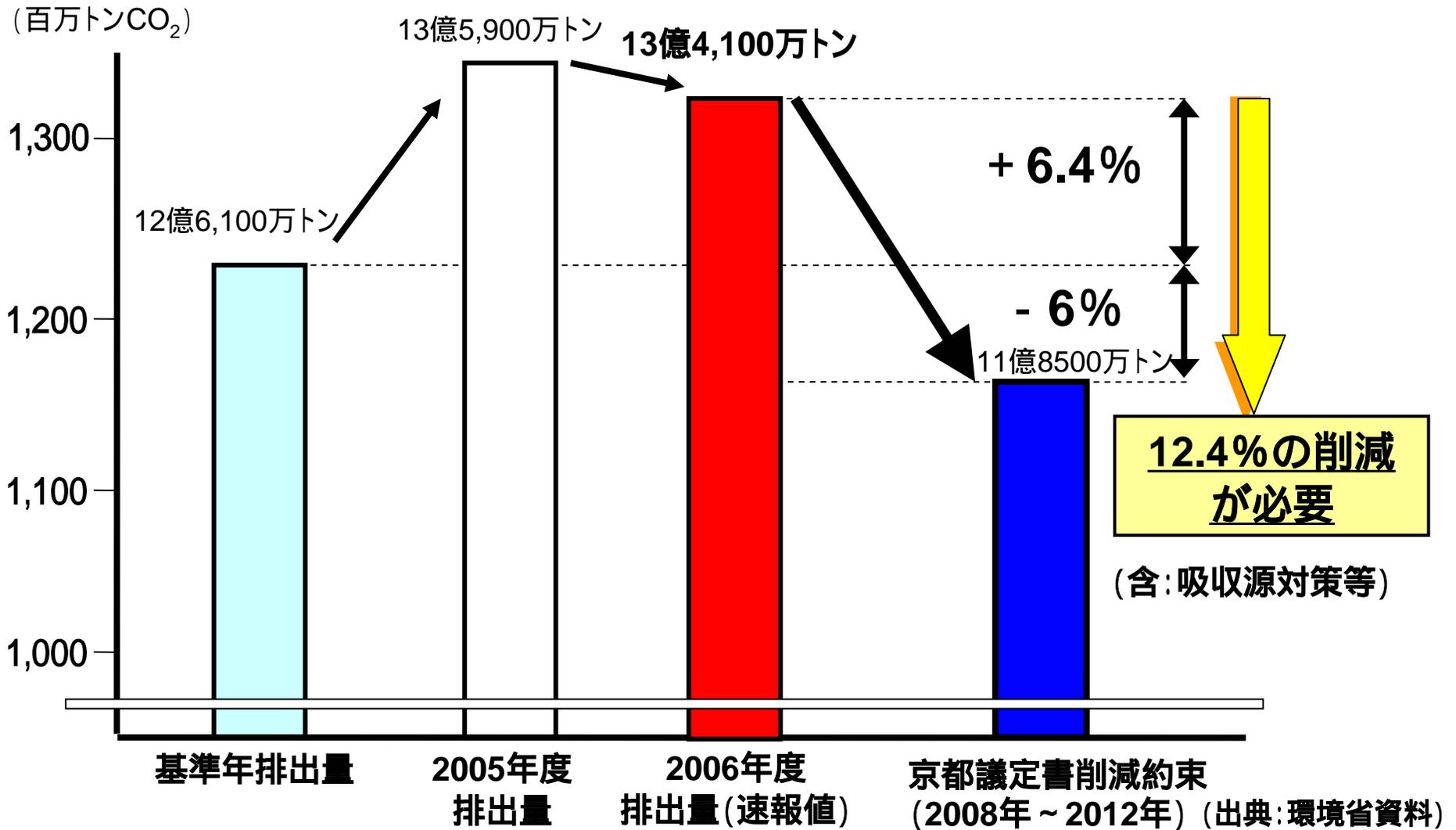
出典: OECD(2007) “CO₂ Emissions from Fossil Fuel Combustion 1971-2005”

4. CO₂排出量の比較



出典: OECD(2007) "CO₂ Emissions From Fuel Combustion 1971-2005"

5. 我が国の温室効果ガス排出実績



2006年度における我が国の排出量(速報値)は、基準年比を6.4%上回っており、議定書の6%削減約束の達成には、現段階で12.4%^(注)の削減が必要。

(注) 森林吸収源対策で3.8%、京都メカニズムで1.6%の確保を目標。国内排出削減努力で7.0%の削減が求められる。

6. G8サミットプロセス等

グレンイーグルズサミット(2005年7月、英)

気候変動

- 「グレンイーグルズ行動計画」に合意。
- 行動計画において世銀・IEAへタスクアウト。
- グレンイーグルズ対話(G20閣僚対話)を設置。

サンクトペテルブルグサミット(2006年7月、露)

世界のエネルギー安全保障

- エネルギー効率及び省エネルギーの向上
- エネルギーミックスの多様化などを指摘。

ハイリゲンダムサミット(2007年6月、独)

気候変動

- 「2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減することを含むEU、日本及びカナダの決定を真剣に検討」することに合意。
- 国連の下での2009年までの合意を目指し、主要経済国が2008年末までに新たなグローバルな枠組のための具体的な貢献につき合意する必要性を確認、そのための米国による主要経済国会合プロセスを歓迎。

北海道洞爺湖サミット(2008年7月)

グレンイーグルズ行動計画

(気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発)

- (1)エネルギー利用方法の転換、(2)将来に向けたクリーン電力、(3)研究開発の促進、(4)クリーンエネルギーへの移行のための資金調達、(5)気候変動の影響への対処、(6)違法伐採対策

タスクアウト

IEA(エネルギー効率指標作成、ベストプラクティス共有等)
世界銀行(新投資枠組検討等)

気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発に関する対話

(参加国:G8及び中、印、伯、南ア、墨等約20カ国)

【課題】(対話の結果は2008年の日本サミットで報告)

- エネルギー・システム変革に関する戦略的課題への取り組み
- 行動計画のコミットメントの実施状況のモニタリング
- ベスト・プラクティスの共有

第1回(2005年11月、英) / 第2回(2006年10月、墨)
第3回(2007年9月、独) / 第4回(2008年3月、日本)

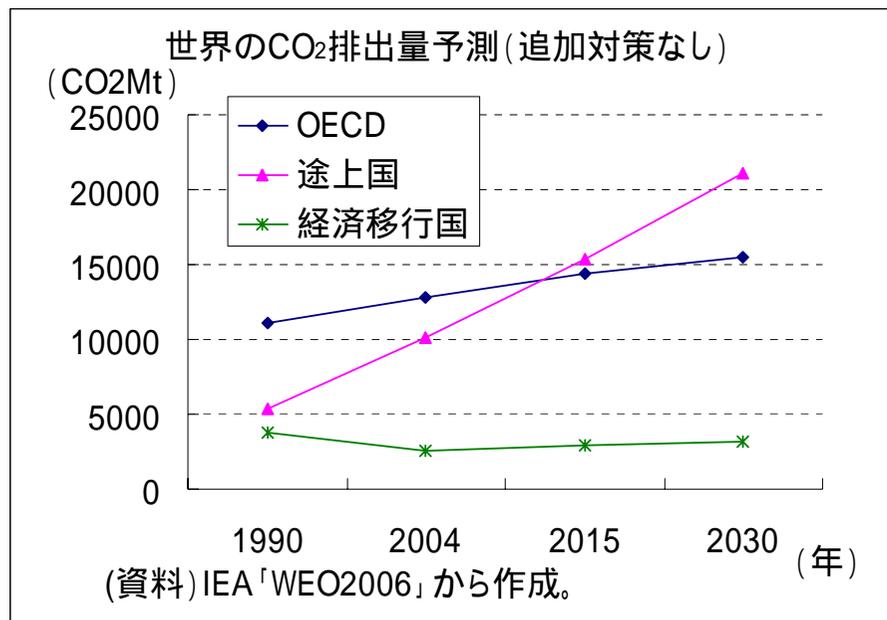
主要経済国会合

(参加国:G8及び豪、中、印、韓、伯、墨、南ア等18カ国・機関)

- ブッシュ大統領のイニシアティブにより開始。
- 長期目標、中期の国別目標・計画、クリーン技術普及・開発(資金メカニズム、関連物品・サービスの貿易障壁削減等を含む)、計測・計算システムなどが議論の対象。

第1回(2007年9月、ワシントン) / 第2回(2008年1月、ホノルル)

7. 2013年以降の枠組みについて-1



途上国からのCO₂排出量は、世界全体の約4割(2004年)。2015年頃には、OECDを上回る見込み。

対策をとらない場合、中長期的に、途上国を中心に排出の増加が予想される。

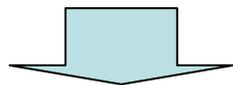
- ・仮に、京都議定書を完全に達成したとしても、1990年比 5.2%。
- ・現状の京都議定書の取組だけでは、不十分。

枠組条約2条に規定する濃度安定化のため(「究極目標」)には、更にグローバルかつ大幅な削減が必要。

*但し、条約2条の「安定化濃度」、そのために「許容可能な温度上昇幅」、「いつの時点でその濃度にすべきか」については、様々な意見がある。

(例)EUは、温度上昇幅を2℃以内に抑制すべきと主張。

- ・世界全体で温室効果ガス排出が増加中であること
- ・京都議定書の約束期間が2008～2012年で終了。



更なる削減に向けた2013年以降の枠組みの構築が必要。

具体的には、

より幅広い国の意味ある参加の確保

特に米及び主要排出途上国(京都議定書でカバーできるのは全世界の排出量の約3割)

より長期的な目標の設定

2020年、2050年、2100年…等

より多様な目標の設定

排出量原単位、セクター別アプローチ、削減ポテンシャル 等

より実効的な温暖化対策

既存・革新技术の普及、市場メカニズムの活用、適応の主流化 等

8. 2013年以降の枠組みについて-2

2013年以降の枠組み検討プロセス

条約の下のプロセス

COP13(2007年)において、条約の下に全ての締約国が参加する長期協力の行動に関する新たな作業部会(AWG)を設置し、2009年までに作業を終えること等を含む「バリ行動計画」に合意。(我が国は早い段階で具体的な決定案を発表。「バリ行動計画」による交渉プロセスの立ち上げは概ね日本提案に沿うもの。)

2008年3月31日～4月4日に第1回会合(AWGLCA1)を開催、今後の作業計画につき議論。主要な検討事項である「共有のビジョン」、「緩和」、「適応」、「技術」及び「資金」に関し平行して検討すべきとの我が国の主張に沿って、全ての要素が各セッションにおいて議論されることで合意。また、セクター別アプローチについては本年秋、共有のビジョン及び革新的技術開発については本年末のCOP14においてワークショップを開催することで合意。

京都議定書第3条9に基づく検討(附属書I国の更なる約束)

COP/MOP3で第4回作業部会(AWG)を開催、今後の作業計画に合意。2009年に検討作業の結果について結論を得ることに合意。

2008年3月31日～4月4日に開催された第5回作業部会(前半)では、CDM等の京都メカニズム、森林等の吸収源、国際航空・船舶等、附属書I国の排出削減目標達成のための手段の分析を行い、以下の4分野につきインセッション・ワークショップが開催された。

排出権取引、CDM及び共同実施(JI)、土地利用・土地利用変化及び林業(森林等吸収源)、セクター別排出に焦点を当てたアプローチ、温室効果ガス、排出セクター及び排出源のカテゴリー。それぞれにつき、引き続き議論を行うことで合意。

京都議定書第9条に基づく議定書レビュー

COP/MOP2で第1回を開催。COP/MOP4に第2回を開催予定(対象項目を限定しない形で検討を行うことにCOP/MOP3で合意)。

国連以外のプロセス

・G8サミットプロセス

首脳会議、環境大臣会合、エネルギー大臣会合、開発大臣会合、「気候変動、クリーン・エネルギー、持続可能な開発に関する対話」

・「クリーン開発と気候に関するアジア太平洋パートナーシップ」

・APEC首脳会合、東アジア首脳会合等

・米国主催の主要経済国会合

・「気候変動に対する更なる行動」非公式会合

(日伯共同議長の下、毎年1回東京で開催。07年1月が第5回目。) など

9. 途上国支援

条約・議定書の下での途上国支援枠組み

気候変動枠組条約は、途上国支援を先進国の義務として規定。

資金メカニズム

地球環境ファシリティー (GEF) : 条約のガイダンスに従い運営
特別気候変動基金 (SCCF) : 条約下、運用中 (計 62 百万ドル)
(目的: 適応措置、技術移転、経済多様化等を支援)
後発開発途上国基金 (LDCF) : 条約下、運用中 (計 120 百万ドル)
(目的: 後発開発途上国向適応行動計画 (NAPA) 作成・実施支援)

京都議定書適応基金 (AF)

COP/MOP3 (2007年)において、COP/MOPの下に委員会を設置すること、事務局をGEF、被信託先を世銀とすることに合意。
(目的: 京都議定書を締結した途上国の適応プロジェクト等を支援)

技術移転

技術移転促進のための専門家グループ (EGTT)

技術ニーズ評価、技術情報、促進的環境、能力構築、技術移転メカニズムが主要テーマ。COP13において2012年まで活動を延長。

COP13において、GEFに技術移転促進のための「ストラテジック・プログラム」の検討を依頼、今後条約下で議論。

適応に関する5カ年作業計画 (2005.12~)

COP10で策定を決議し、COP11で計画を策定。現在、作業計画を実行中。本作業計画の目的は、各国が影響・脆弱性・適応への理解を深め、評価を改善し、適応活動に関する意志決定を可能とすること。

日本の取り組み

京都イニシアティブ

COP3 (1997年12月)にODAを中心とした温暖化対策分野での途上国支援を一層強化するための支援策として我が国が発表。

- (1) 人づくりへの協力
平成10年～17年度の8年間で約15,000人の人材育成に協力。
- (2) 優遇条件による円借款
1997年12月 - 2006年3月までで92件、約1兆1412億円に上る。
- (3) 我が国の技術・経験 (ノウハウ) の活用・移転

クールアース・パートナーシップ

2008年1月のダボス会議にて福田総理が発表。2013年以降の枠組み構築へ積極的に参加し、温室効果ガスの排出削減と経済成長を両立させ、気候の安定化に貢献しようとする途上国を支援。



100億ドル規模の新たな「資金メカニズム」を構築 (クールアースパートナーシップ)
米、英とともに多国間の新たな基金を創設することを目指し他ドナーに参加を呼びかける

< 支援分野 >
気候変動の緩和策
気候変動に脆弱な途上国の適応策
クリーンエネルギーへのアクセス支援

10. 日本の気候変動政策



「クールアース50」(2007年5月)

1. 長期戦略

「世界の温室効果ガス排出量を現状に比して2050年までに半減」という長期目標を世界で共有。
「革新的技術の開発」と「低炭素社会づくり」という長期ビジョン。

2. 2013年以降の枠組み構築に向けた「3原則」等

主要排出国が全て参加し、京都議定書を超え、世界全体での排出削減につながること。
各国の事情に配慮した柔軟かつ多様性のある枠組みとすること。
省エネ等の技術を活かし、環境保全と経済発展とを両立すること。

志の高い途上国の支援のため、ある程度長期で相当規模の新しい「資金メカニズム」を構築。

3. 京都議定書の目標達成に向けた国民運動の展開

「1人1日1kg」削減の呼びかけ、新しい提案の公募など。

「クールアース推進構想」(2008年1月)

1. ポスト京都フレームワーク

世界の温室効果ガス排出を今後10～20年にピークアウト、2050年までに少なくとも半減とIPCCが警告。

温室効果ガス削減に向けて主要排出国とともに国別総量削減目標を掲げて取り組む。

目標の策定に当たっては、エネルギー効率などをセクター別に割り出し、今後活用される技術を基礎として、削減可能量を積み上げ、削減負担の公平さを確保する。

2. 国際環境協力

世界全体で2020年までに30%のエネルギー効率改善目標を世界で共有。

100億ドル規模の新たな資金メカニズム(クールアース・パートナーシップ)を構築し、途上国の温暖化対策を支援する。

3. イノベーション

革新技術の開発と低炭素社会への転換。環境・エネルギー分野の研究開発投資を重視し、今後5年間300億ドル程度の資金を投入する。

11. 気候変動国際交渉における今後の課題

1. 世界全体としての排出削減に繋がる枠組みの構築

2013年以降の枠組には、米や中、印等の主要排出国の責任ある関与、先進国間の衡平な目標設定が不可欠。今後の交渉過程ではこれらにつき共通理解を形成することが重要。

2. 交渉でのリーダーシップの発揮

実効性ある枠組み構築に向けた議論を主導すべく、「クールアース推進構想」で示した施策を着実に実施・更に具体化することが重要。

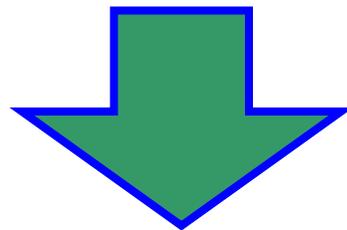
公平な目標設定の検討。我が国自身の中期目標等の策定

「クールアースパートナーシップ」(新たな資金メカニズム)を通じた途上国支援

「2050年半減」の長期目標実現に向けた革新的技術開発や低炭素社会づくりの具体的道筋

3. 我が国自身の6%削減目標の確実な達成

今後の交渉や本年の北海道洞爺湖サミットで我が国が主導権を取っていく上でも不可欠。



米や中印を含む全ての主要排出国が責任ある形で参加する実効性ある枠組みの構築